

### 第3回食品安全対策協議会議事録

司 会

只今から、平成17年度第3回食品安全対策協議会を開催いたします。  
はじめに、塩谷理事兼健康局長からご挨拶申し上げます。

塩谷理事

委員の先生方には、日頃から保健行政、健康行政にご支援を賜りましてありがとうございます。

ちょうど昨年の中頃、古田知事が誕生しまして、県政の政策総点検ということで、県民の皆様のお話をお伺いし、食品行政についてもたくさんのご意見をいただきました。委員の先生方からもそれぞれの立場からご意見等いただきました。

平成17年度はシンポジウムを開催したり、農薬の意見交換会を開催してたくさんのご意見、ご質問等をいただきました。そういったことを反映させながら新年度の予算にも取り組んできました。残留農薬、食品添加物については特に関心が高かったことから、重点的に予算に反映させています。また、リスクコミュニケーションについてもどんどんやってほしいという意見がありましたので予算に反映させております。

平成16年度に策定した食品安全行動基本計画に則ってどこまで仕事を進めてきたかということですが、特に、ぎふクリーン農業の推進、残留農薬検査の強化、リスクコミュニケーションの推進などに重点的に取り組んできたところです。

本日は平成17年度に行ってきたなかで、特に残留農薬に関するリスクコミュニケーションの実施結果に関し意見交換をお願いするとともに、平成18年度食品安全対策に関する予算要求状況についてご説明をさせていただきたいと考えています。

司 会

続きまして、協議会の会長をお願いいたしております杉山道雄先生からご挨拶をお願いします。

杉山会長

この協議会は設立以来4年が経ちました。その間いろいろなご意見をいただきありがとうございました。この4年間を振り返っての大きな問題は中国産野菜の残留農薬、食品表示の偽装、鳥インフルエンザウイルス、アメリカ・カナダにおけるBSEの発生がありました。これらについては、この協議会でも議論していただきありがとうございました。

本県では、一部食品の偽装表示もありましたが、残留農薬の検査はすべて基準値以内でした。行政、生産者、消費者の努力により、安全な食品が提供され、行政、生産者、消費者の信頼関係が構築されたと思います。

また、県では食品安全基本条例、食品安全行動基本計画に則って、いろいろな施策が展開されているところです。本日はこの施策の中から、県民との意見交換会について説明を伺い、議論をしていただきたいと思います。

司 会

ありがとうございました。

本日出席いただいております委員の皆様は、お手元に配布しております名簿のとおりでございます。

なお、本日は全農岐阜の山田技術主幹にも出席をしていただいております。

それでは、以後の進行につきましては、杉山会長をお願いいたします。

杉山会長

それでは、平成17年度第3回食品安全対策協議会をはじめます。

本日は、県が、平成17年度に実施された食品安全推進事業の中から、関係機関が連携して残留農薬対策をテーマとして県民との意見交換会を開催されました。その開催結果について事務局から報告をいただきます。

事務局  
(臼井室長)

<残留農薬に関する意見交換会の実施結果について説明>

杉山会長

ありがとうございました。

私たちも、今までにこの残留農薬問題について、色々と意見交換をしてまいりましたが、只今、報告いただきました内容をお聞きしますと、意見交換会の会場からは、様々な意見や疑問が出されたようです。

この協議会には、生産者や流通の方々にも委員として参加していただいておりますので、消費者の皆さんから出された疑問などについて意見交換したいと思います。

上田委員

相手のことが分からないから自分達で勝手に思ってしまう。だから不安になってしまうのだと思う。有機農法がいろいろなところで取り上げられているので、それを本当に良いものだと思われているが、内容的にはよく分かっていない人が多いと思います。こういうことを、正しく伝えていくことがこれから必要である。

中野委員

昔、20年くらい前は買ってもらって当たり前という感覚でしたが、今はお客さんに買って食べていただくんだという気持ちで作っています。農薬については私達も蕁麻疹が出る思いです。正しい使い方に気を付けています。

いつも言っていますが、現場を見に来てください。そして理解してもらう活動を、窓口を広げて受け入れる体制を作っていかなければならない。高山に来た観光客に1時間で良いから農地、野菜を見てもらうような方法で観光のプレゼントをしたい。一度見てもらえば、スーパーで野菜を買うときに、高山で見たものとは違うなという感情を持っていただけると思う。

清水委員

農家は自家用のものには農薬をかけないという話がありましたが、昔はそのようなことを言われたことがあったかもしれないが、今は農家も虫の食った物は食べなくなってきました。出荷するものと同じものを食べているのが実態です。特別に、余分に作る手間も暇もありません。

無農薬で80%の収量が確保できるという話がありましたが、有機栽培をすると大変おいしい野菜、果物ができますが、同時に虫もつきやすくなります。おいしいものには虫もすぐつきます。有機栽培でも、最低限度の農薬は使わざるを得ません。

加藤委員

現実に、日本国内で、農薬を使わずに野菜を作ることは大変困難になってきています。また、岐阜県の食糧自給率は38%、全国が40%で、全国平均を下回っています。これは、生産基盤が脆弱化しているからです。5月29日からは「ポジティブリスト制」が導入されます。この制度によりすべての作物に対して残留農薬基準が設定されます。そのため、全農では、県下5圏域で県の農政部と共同して教育を実施しています。先程の説明にあった根も葉もない噂だけが大きくなっています。正しい情報を伝えていただきたい。そういう意味で食育が大切であると思う。昔の農薬のイメージのまま理解されていくと、国内農産物が消費されなくなり、安い海外産がどんどん入ってくることになります。このことの方が実際はずっと危ないことなのです。安全安心について、一昨年、ぎふクリーン農業研究センターを立ち上げました。本年度、591件の検査を実施しており、基準超過はありませんでした。県内の農産物の消費拡大、食糧自給率向上にむけて地道な努力をしていきたいと思っております。

有機JAS法に基づく有機栽培農法については、この1年くらい減ってきています。海外からあらゆる害虫が入ってきていますし、昔とは環境が変わってきています。また、有機農法によって収穫が2~3割減りますが、コストを考慮すれば消費者の方は3~4割高く買ってはくれません。生産者は、消費者の要望に応えるべくいろいろな苦勞をしています。ご理解をお願いします。

生産者に対する不信感について、昔は、夏みかんの酸っぱさをとるための剤の使用もされた時代もあったと聞いていましたが、今はそういう農薬は一切なくなりました。私の隣のおばさんが朝市に出荷していますが、自分達が食べる物は虫食いになっています。それは、出荷するような良いものばかりは収穫できないからです。悪い物を自分の家で食べざるを得ない。これが実態です。

土づくりを上手くすれば農薬を使わなくても良いのではないかということについて、土づくりは作物生産の根幹です。土が悪いと根がやられて病気になる。だからといって、土壌条件が良く丈夫な作物ができれば虫がつかないかというと、そうではありません。例えばアブラムシが飛んできてウイルスを媒介し、病気になってしまうこともあります。

農薬使用は安全でないという考え方はどうかと思います。安全と安心は違います。安心を持っていただくのは我々生産者の責任と思っています。そのため、ぎふクリーン農業、特別栽培米などで農薬を減らす努力をしています。農薬を減らすため、性フェロモン、天敵などの技術開発がなされています。土を使わないとうまくいかないというのは神話になっていますが、水耕栽培でいっぱい作っていますので、必ずしも土がなくても栽培はできます。根の健全な生育も、肥料配分を間違えなければ十分できます。

虫食いのほうがおいしい、また安全だということについて、これはケースバイケースです。例えば、収穫期に飛来して、実が熟さない食べない果樹などの吸汁性野蛾がいます。少し固かったり、調子の悪いような実には被害を及ぼしません。虫が付くと、早く熟したり、実の熟度が上がったりする場合があります。そうするとおいしいような感じがするということがあります。これが、早い時期に虫が付くと、形がいびつになったりして一般的にまずくなります。必ずしも虫食いのほうが安全だと言えないと思います。農薬を使用する時期を間違えると農薬は効きません。虫が大きくなってから農薬をかけてもだめです。たくさん使用すれば虫は死にますが、被害はたくさんです。そんな野菜が安全だと言えますか？虫が発生する時期に少量の農薬で防除することが重要です。

果樹に農薬を使用したものとしのないもの、使用しなかった果樹を食べたらアトピー性の患者さんに影響を与えたが、農薬を使用した果樹を食べた人は何も影響がなかったとの事例も報告されています。これは果樹に発生した病害によるものです。つまり、自然にもいっぱい毒があるということです。また、麦の赤カビというものがあります。これは、2、3日雨が降れば必ず生えるカビです。これを食べると下痢をします。牛、豚でも食べると、下痢をしますので、大きな問題になっています。このカビが混入しないように国では農薬を使っていこうということで現在農薬が使われています。この農薬の毒性は、食塩の  $LD_{50}$  が 400 g (400 g を一度に食べた場合、そのうち半分の人が死んでしまう量です) に対して、 $LD_{50}$  は 450 g です。自然なものは絶対安全だということはありません。

農薬の使用なしで 80 % の収量が確保できるのであればそれでいいということについて、水稲の場合の平均で取れる年と取れない年があります。10 %、20 % の収量が減るということは大変なことです。大パニックとなります。少し前に主食の米が足りなくなって輸入したこともありました。また、価格も暴騰します。食料の安定供給の観点からは、農薬を使用しなくても収穫できるというのは幻想です。野菜、果樹などの減収率はもっと高率な 50 ~ 90 % になります。

農薬の相乗効果について、名古屋市立大学医学部で、ラットに 40 種類の農薬を ADI の濃度で食べさせて、28 週目に解剖して調べたところ安全だったという結果が報告されています。また、有機リン剤 20 種類を ADI の 100 倍の濃度で食べさせたら、肝臓のガンの軽度な兆候が見られたという報告がされています。一つの事例ということで紹介させていただきます。

杉山会長

このことについて、生活衛生課からも説明をお願いします。

生活衛生課

体内にだんだん溜まっていくのではないかということについて、農薬に限らずすべての化学物質は、体内にはいると、分解されたり、排泄されたり、蓄積されたりしますが、これらの作用は物質によって異なります。既に禁止になっている DDT、BHC という農薬が過去にありましたが、これらは戦後の衛生事情が悪かったときに、ノミ、シラミ等の駆除のために頭からかけて使用されていたように、毒性という観点からは比較的毒性の低いものです。なぜ、禁止になったのかといいますと、環境中で分解されずにいつまでも残ってしまう、そして体にはいると脂肪に蓄積されやすく排出されにくいという性質があったために禁止されました。そのため、現在では、体内に蓄積されやすい、環境中で分解されにくいものは農薬として認可されないようになっていきます。現在、法的に認められて、正しく使用されているものは残留性の心配はありません。

組み合わせについて、一部の組み合わせについては調査研究がされています。高濃度で実験した場合は、相乗、相加効果が確認されていますが、ADI レベル、私達が口にする可能性がある濃度では、今のところ相乗、相加効果があるという報告はありません。

すべての組み合わせについて調査できるのかということについて、現在、約 700 種類の農薬が世界で使用されていますが、A と B 2 種類の場合、A と B と C 3 種類の場合、A と B と C と D 4 種類の場合、・・・組み合わせは天文学的な数になります。これらすべてについて確認するのは不可能です。答えになるかどうか分かりませんが、現在、残留農薬検査は全国で行われていますが、実際に検出されるのは数%です。しかも、ほとんどが残留農薬基準値以下(基準値の数%～30%程度)です。残留農薬基準値は、その濃度のものを毎日、一生涯食べ続けても大丈夫な量です。残留農薬が私達の口に入る機会は少なく、また入ったとしても本当にわずかな量だといえます。また、仮に、残留農薬が体の中に入ったとしても、いつまでも体内に残るわけではなく、分解、排泄されて体から出ていってしまいます。実際に私達の体の中で、何種類かの農薬が会うという機会はほとんどないといっても良いと思います。

杉山会長

ありがとうございました。何か他に御意見のある方はいませんか。

渡辺代理委員

一般消費者が思っていることと、生産者の技術向上(第2回の視察で見せていただいた廃水処理、黄色いテープ)、県の施策が乖離していると感じます。

安心を測る尺度はありません。これは生協でもよくいわれます。確かに測る尺度はありませんが、次の3つをキーワードにやっています。①生産者の顔が見える。

②栽培方法が分かる(いつ、どういう農薬を、どれだけ使用したか)。③生産者と交流ができる。

私は市民農園をやっています。市民農園栽培の方法についての勉強会がありました。害虫の写真を見せていただきながら駆除の方法、農薬の使い方を教えてもらいました。これから、団塊の世代など、市民農園をする人が増えてくると思います。こういう勉強会をどんどんやってもらえると良いと思います。

松原委員

大量に生産している農家の人は信用できると思います。しかし、小さな農家は農薬も曖昧に使用しているのではないかと思います。消費者はここを一番心配しているのではないかと思います。

意見交換会の出席者は50、60代の主婦が多かったという話がありましたが、できれば若い方に参加してほしいと思います。

足立委員 消費者が良いものか悪いものか判断することは非常に難しい。見ただけで商品を選択する能力はありません。流通経路のしっかりした信用のおけるスーパーで買うのが一番安心だと思います。しかし、あまりきれいすぎるのもどうかと思います。抵抗力がなくなってしまうのではないかと思います。

杉山会長 農薬の問題については、農薬づけで栽培しているのではないかとの認識でスタートしました。しかし、実際に現場を見て納得しました。これからは、見て、体験することが大切だと思います。また、農薬の正しい使用方法については、指導啓蒙をお願いしたいと思います。

それから、情報の伝わり方、こんなに正しい使い方をしているのに不信感があるというのは、情報がきちっと伝わっていないからだと思います。生産者と、消費者がどんどんリスクコミュニケーションをやっていかなければいけないと思います。

また、この意見交換会を基に情報冊子を作成されたことは、良いことだと思います。消費者団体の皆さんは、こうした冊子を利用しながら、会員の皆さんの理解の向上を図っていただきたいと思います。

続きまして、昨年11月30日に開催されました、「食品の安全・安心シンポジウム」について、その結果を事務局から報告していただきます。

事務局 (臼井室長) <シンポジウムの開催結果を報告>

杉山会長 ありがとうございます。  
シンポジウムについて、ご質問・ご意見等ありますでしょうか

それでは議題2に移ります。  
平成18年度食品安全対策に関する予算要求状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (杉山) <説明>

杉山会長 ありがとうございます。  
只今、いただきました報告につきまして、ご質問ございませんか？

渡辺代理委員 先日の議会で、食育条例が制定されて4月施行と伺っていますが、先程、若い人にもっと参加をしてほしいという話がありましたが、関連があるかどうか分かりませんが、この条例について説明をお願いします。

塩谷理事 食の安全については、行動基本計画を作り、それに基づいて事業を実施しているところでありますが、これと同じように食育についても計画を秋頃に策定する予定です。乳幼児、幼児、小学生、中学生、青年、壮年というように区分けをして、どのようにしていったら心身共に健全な心、体ができるかということを検討し議論をしていきたいと思っています。食育の重要性について十分認識して生涯にわたって健康な生活ができるようにしていきたいと思っています。予算措置もさせていただいております。

足立委員 食育基本条例と食品安全基本条例がありまして、食育基本条例、計画ができてしまったら、こういう協議会もできれば整合性をとった形で一本化しないとややこしくなってしまうと思っています。心配していますので、よろしくをお願いします。

杉山会長 生活衛生、農政、さらには文部科学省がやっています。また環境の問題もあります。横につなげる必要があると思います。

金山委員 意見交換会には、私の所の会員も出席させていただきました。農家が出荷用と自家用を分けているという話がありましたが、それは野菜ではなくお米の話だと思います。家で食べるものははさかけをするが、農協へ出荷するものはしない。はさかけをしたものは、私も食べたことがあります。本当においしいかったです。これは事実としてある話です。野菜については、私も聞いたことはありません。混同されているのではないかと思います。

子育て中の方が、こういうところへ出てくるためには子供たちを預ける場所が必要です。親子教室、子育て栄養教室というのがありますが、そういうところで食品の問題についても話をするというような幅広い対応が必要なのではないかと思います。これは食育にもつながります。私達の地域活動もこれから変えていかなければならないと感じていますが、横に連携した一般市民学習会、それと、少子高齢化で女性が職場に出ていく機会が増えますので職場で何とかならないものかと考えています。食の安全は男女を問わず、一番大きな問題です。普通の決まった時間、決まった場所での開催では、だいたい同じ人しか来ません。私共の団体でも同じ人しか出せません。意見の幅も広がりにません。もう少し幅広く意見が出てきて良いのではないかと感じました。

杉山会長 計画し、実行し、どこまで進んだかということは重要です。これからは広がりです。圏域全体にどうやって浸透させていくかが重要です。

辻委員 私も西濃圏域の意見交換会に参加しましたが、集まる顔触れはだいたいいつも同じです。もう少し横に広がっていくと良いなあと思いました。今の若い人は、こういうことに無頓着です。小学生、中学生に直接話をして、子供が親に聞いた話を話すことで親も関心を持つようになるのではないかと思います。また、意見交換会のあと、生産者が、あんなことをいわれるのは心外だと言っておられました。もう少し消費者と生産者の意見交換会が必要ではないかと思いました。また、多治見のバローのお総菜の生産現場を見せていただいたことがあります。みんな納得してかえってきました。やはり、現場を見る、お互いが話し合うということが大切だと思いました。

山田委員 子供を通しての理解というのは、一番良いと思います。小学校では1年生から総合学習というのをやっています。ここでは、お米、芋などを育てるということもやっています。中学校では、いろいろな産業を知るということで、その地域での産業、食品、環境といったことの学習もやっています。子供は、いろいろな場面で学習する機会はあると思います。お母さん方は、こういう場は堅苦しいというイメージがあつてなかなか難しいと思いますが、子供の授業参観には夫婦で参加する人が多いので、そういう場を借りて出前講座をしても良いのではないかと思います。

長谷川代理委員 先日、JA静岡で残留農薬が検出されたということがありましたが、流通業者としては正しい情報をスーパーに的確にスピーディーに伝えることが必要です。消費者がほしい情報は、どういう農薬がだめなのかということではなく、今これを食べてはいけない、控えた方が良いという情報です。例えば、他県のトマト、ほうれん草から残留農薬が出たときに、あくまでも岐阜県産のトマト、ほうれん草は大丈夫ですよという情報を正確に伝えることです。でないと、すべてのトマト、ほうれん草がダメということになってしまいます。情報の迅速な対応が、消費者に安心して買っていただける一番大切な部分なのではないかと思っています。

ファーストフードの中で、モスバーガーと聞くと何となく安全、安心と答える人が多い。モスバーガーではもちろんだんな農業をどう使ったか履歴管理をしっかりやって、トレーサビリティもしっかりやっていますが、それを一般公開はしていません。そう感じているのは「モスバーガー」というブランドだけなのです。私達は今、「クリーン農業」が何とかそういうふうに認知されたいかと思っています。クリーン農業の促進の部分に力を入れていっていただきたいと思います。

塩谷理事

生産者は、おいしいお米を食べるために天日干しをしているという話がありました。中野さんどうですか？

中野委員

これは、職業として農業を選んで、自分が優越感に感じれるものの一つでないかと思っています。みんながはさぼしなんかやったら、日本中の木がなくなるぐらい木がいります。今は、農協のカントリーに入れてもはさぼしに近い方法で食べることができます。水分が多ければおいしいんですが、それを保存しておく場所が確保できればさらにおいしいものができます。しかしその分お米を高く買っていただけますか？ということです。やはり、皆さんに買っていただける価格にあった方法で農業は進んでいます。

杉山会長

それでは、次に進みます。  
その他として、事務局から連絡事項があるとのことですので説明をしていただきます。

事務局  
(杉山)

<説明>

杉山会長

ありがとうございました。  
只今、いただきました説明につきまして、ご質問ございませんか？

以上で、本日予定の議題につきましては、すべて終了しました。  
委員の皆様方のご協力に深く感謝いたします。  
ありがとうございました。

司会

杉山会長には、円滑な協議会の進行ありがとうございました。  
以上をもちまして、本日の協議会を終了します。